

練馬区こども食堂等臨時支援金交付要綱

令和5年6月26日

5練福管第482号

(目的)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の物価上昇による負担増を踏まえ、食事や見守りを必要とする子育て家庭を支援するため、こども食堂等を運営し、無料または低額で食事提供または食材配送（以下「食事提供等」という。）に取り組む団体に対し、臨時的な措置として支援金を給付することを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 この支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、つぎに掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) つぎのアおよびイのいずれかまたは両方の要件を満たす事業であること。

ア 子どもの健全な成長の観点から、栄養バランスに配慮して調理された食事について、会食、弁当等での配布、家庭への配達等により食事を提供していること。

イ 子どもの健全な成長の観点から、家庭において調理し、子どもが食事をするため、配送などにより食材を提供していること。

(2) 練馬区の区域内（以下「区内」という。）で実施されている事業であり、主に区内に住所を有する者を対象としていること。

(3) 主な利用者が18歳未満の子どもとその保護者であること。

(4) 特定の地域、個人および団体に限定せず、無料または低額で食事提供等をしていること。

(5) 営利活動、宗教的活動、政治的活動および選挙活動を行わないこと。

(6) 食事提供にあつては、つぎに掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 原則として1月に1回以上実施し、1回当たり10名程度参加できる規模であること。

イ 練馬区保健所に衛生管理に関する相談を行い、助言、指導を受けていること。

- (7) 食材配送にあつては、原則として1月に1回以上実施し、10世帯以上に食材を配送していること。
- (8) 「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防等の衛生管理には万全を期すこと。
- (9) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に区内で実施した実績があること。
- (10) 事業の実施に係る食材費、水道光熱費その他配送に伴う交通費、容器、梱包資材等の経費について、国、地方公共団体またはそれらの外郭団体から資金的支援を受けていないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に沿わない事業でないこと。

（交付対象団体）

第3条 支援金の交付の対象となる団体は、つぎに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和6年3月31日時点で、練馬区地域文化部協働推進課が作成する「練馬区こども食堂MAP」に掲載されていること。
- (2) 食事提供等の利用者が直接補償を受けることができる保険その他事業の実施に対する保険に加入していること。
- (3) 宗教、政治または選挙活動を目的とした団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めた団体については、交付の対象とすることができる。

（支援金の算定基準）

第4条 支援金の交付額は、18歳未満の子どもとその保護者への食事提供等1食につき100円とし、1団体当たりつぎに掲げる金額を上限とする。

- (1) 食事提供 年額30万円（3,000食分）
- (2) 食材配送 年額50万円（5,000食分）

(支援金の対象期間)

第5条 支援金の交付対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする団体は、練馬区こども食堂等臨時支援金交付申請書(第1号様式)に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 活動経歴書(第3号様式)
- (3) 会員名簿(第4号様式)
- (4) 団体の規約
- (5) 団体活動の広報資料等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により支援金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付することを決定したときは練馬区こども食堂等臨時支援金交付決定通知書(第5号様式)により、交付しないことを決定したときは練馬区こども食堂等臨時支援金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請団体に通知するものとする。

2 区長は、支援金の交付決定に当たって、支援金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(支援金の請求および交付)

第8条 支援金の交付決定を受けた団体は、区長が別に定める期日までに、練馬区こども食堂等臨時支援金交付請求書(第7号様式)を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により支援金の交付の請求を受けたときは、確定払により当該支援金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、事業の円滑な遂行のため必要と認められる場合には、支援金の全部を概算払により交付することができる。

(交付対象事業の変更等)

第9条 支援金の交付決定を受けた団体は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、区長が指定する期日までに練馬区こども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）申請書（第8号様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき。
- (2) 交付対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは練馬区こども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）承認通知書（第9号様式）により、承認しないときは練馬区こども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）不承認通知書（第10号様式）により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 概算払により支援金の交付を受けた団体は、交付対象事業が終了したときまたは交付対象事業の中止もしくは廃止の承認を受けたときは、それぞれ終了した日または承認を受けた日から起算して14日以内に、つぎに掲げる書類により、速やかに区長に実績を報告しなければならない。

- (1) 練馬区こども食堂等臨時支援金実績報告書（第11号様式）
- (2) 事業実績報告書（第12号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(支援金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、交付対象事業の成果が支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、支援金の額を確定し、速やかに練馬区こども食堂等臨時支援金確定通知書（第13号様式）により、当該団体に通知するものとする。

2 概算払により支援金の交付を受けた団体は、前項の支援金確定通知書を受領後、10日以内に練馬区こども食堂等臨時支援金精算報告書（第14号様式）を区長に提出し、速やかに支援金を精算しなければならない。

(監査)

第12条 支援金の交付を受けた団体は、交付対象事業について、練馬区の監査および調査を拒むことはできない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、支援金の交付を受けた団体がつぎの各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(支援金の返還)

第14条 区長は、第 11 条の規定により交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときまたは前条の規定により支援金の交付決定の全部もしくは一部を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 支援金の交付を受けた団体は、支援金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(帳簿および書類の整理保存)

第15条 支援金の交付決定を受けた団体は、交付対象事業に係る利用者名簿、収支の状況を記載した帳簿、領収書等その他収支の事実を明らかにする証拠書類を整理し、保存しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿および書類の保存期間は、当該年度終了後 5 年とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 第 6 条の規定による申請および第 10 条の規定による報告については、区長が別に定める電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則 (令和6年3月29日5練福管第2179号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年1月30日6練福管第1989号)

- 1 この要綱は、令和7年1月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定した支援金については、第8条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

記入日： 年 月 日

事業計画書

1 交付対象事業

事業名	
事業種別	

2 令和6年度見込み

(1) 食事提供

月	実施回数	提供食数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(2) 食材配送

月	実施回数	提供食数
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

3 支援金交付申請額

食事提供	
食材配送	
合計	

…上限 300,000円 (3,000食)

…上限 500,000円 (5,000食)

活動経歴書

1 団体概要

団体名		
団体種別		
	その他の場合	
団体としての活動内容		
設立年月		
団体の所在地	(〒)	
代表者	氏名	
	住所	(〒)
	電話番号	
HP、SNS等		

2 事業概要

事業名	
事業種別	
事業内容	
事業開始日	
実施日時・頻度・会場	
参加人数	
利用者負担額	

3 令和5年度実績（概算払いを希望する場合のみ記載）

(1) 食事提供

月	実施回数	提供食数	利用者からの徴収額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

(2) 食材配送

月	実施回数	提供食数	利用者からの徴収額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

第4号様式（第6条関係）

記入日： 年 月 日

会員名簿

事業名： _____

	職名	氏名	ふりがな	住所（町名まで）	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※必要に応じて適宜行を追加ください。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

練馬区長

練馬区子ども食堂等臨時支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区子ども食堂等臨時支援金については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額
円
- 2 交付の条件
練馬区子ども食堂等臨時支援金交付要綱を遵守すること。
- 3 支払方法
年 月 日までに請求書を提出してください。

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名

様

練馬区長

練馬区子ども食堂等臨時支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区子ども食堂等臨時支援金については、
下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

理由

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体名

所在地 (〒)

代表者職・名

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

練馬区こども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日付けで交付申請しました練馬区こども食堂等臨時支援金について、交付対象事業を（変更・中止・廃止）しますので、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

練馬区長

練馬区子ども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった練馬区子ども食堂等臨時支援金の交付対象事業の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認内容

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者名 様

練馬区長

練馬区子ども食堂等臨時支援金（変更・中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった練馬区子ども食堂等臨時支援金の交付対象事業の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体名

所在地 (〒)

代表者職・名

担当者名

電話番号

FAX

E-mail

練馬区こども食堂等臨時支援金実績報告書

練馬区こども食堂等臨時支援金に係る実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

事業実績報告書

記入日： 年 月 日

事業実績報告書

1 交付対象事業

事業名	
事業種別	

2 実績に基づく算出額および支援金交付済額

	実績に基づく算出額	交付済額	超過交付額（返還額）
食事提供			
食材配送			
合計			

3 令和6年度実績（記入日時点）

(1) 食事提供

月	実施回数	提供食数		利用者からの徴収額
		子ども	保護者	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

(2) 食材配送

月	実施回数	提供食数		利用者からの徴収額
		子ども	保護者	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

第13号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

練馬区長

練馬区こども食堂等臨時支援金確定通知書

年 月 日付けで事業実績報告のあった練馬区こども食堂等臨時支援金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

本通知書を受領後、10日以内に練馬区こども食堂等臨時支援金精算報告書（第14号様式）を提出し、速やかに支援金を精算してください。

なお、超過交付額がある場合には、下記に定める期日までに返還してください。

記

- 1 交付確定額
円
- 2 交付済額
円
- 3 超過交付額
円
- 4 返還期日
年 月 日まで

第14号様式（第11条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体名
所在地 (〒)

代表者職・名
担当者名
電話番号
FAX
E-mail

練馬区こども食堂等臨時支援金精算報告書

年 月 日付け 第 号により確定した練馬区こども食堂等臨時支援金
について、下記のとおり精算します。

記

支援金の精算

1 交付確定額	_____ 円
2 交付済額	_____ 円
3 返還額	_____ 円